

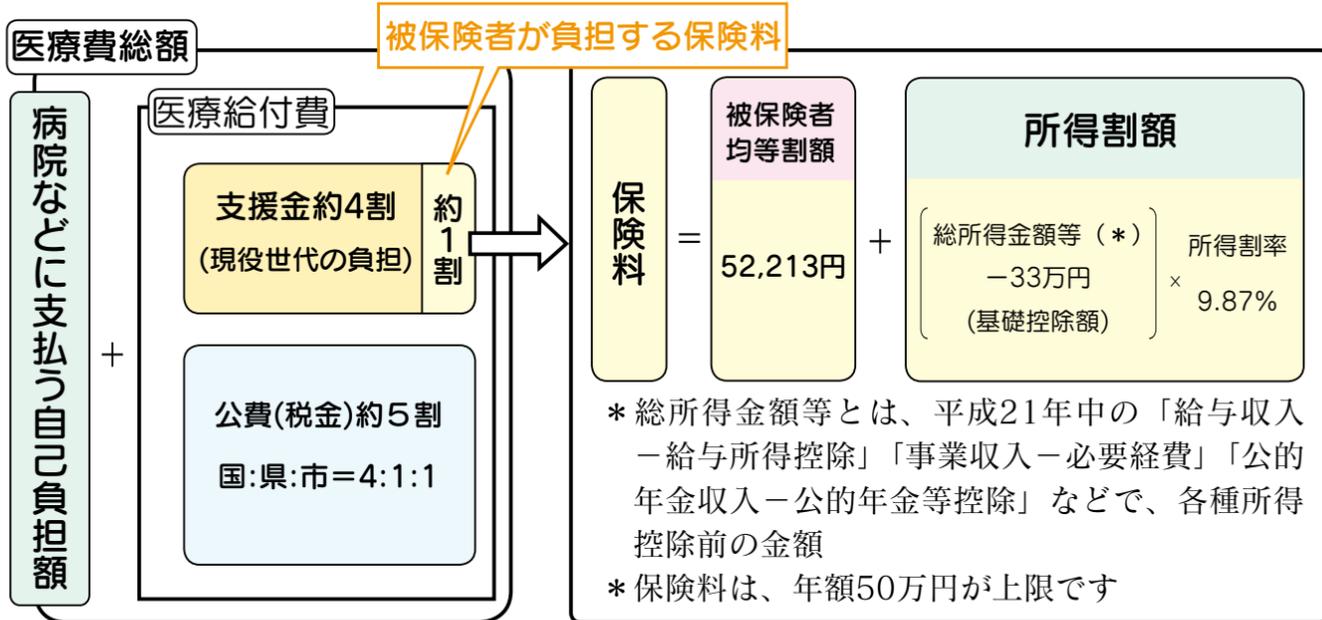
# 後期高齢者医療保険料

平成21年中の所得が確定したことに伴い、平成22年度の保険料が決まりました。7月中旬に被保険者のみなさんへ「平成22年度後期高齢者医療保険料額決定通知書」を郵送します。

## 平成22年度の保険料が決定

■問い合わせ先

国保医療課後期高齢者医療係 ☎(36)1348



**● 保険料の決まり方 (計算方法)**

保険料は、平成21年中の所得金額と世帯(\*)の状況を基に算定して決定します。

\*「世帯」は、平成22年4月1日時点の世帯(75歳になる人、県外からの転入者など)はその時点

**● 基準にしています**

- ▽ 保険料は、県内同一の基準で算定
- ▽ 保険料は加入者一人ひとりにかかります
- ▽ 保険料は被保険者全員が負担する「被保険者均等割額」と所得に応じて負担する「所得割額」の合計

被保険者均等割額軽減割合	軽減後の均等割額(年額)		同一世帯内の被保険者と世帯主の軽減対象所得金額 <sup>(注1)</sup> の合計額
	平成21年度	平成22年度	
9割軽減	5,093円	5,221円	【33万円(基礎控除額)】以下で、【被保険者全員が年金収入80万円以下(そのほか各種所得がない)】
8.5(7)割軽減	7,640円	7,831円	【33万円(基礎控除額)】以下
5割軽減	25,467円	26,106円	【33万円(基礎控除額) + 24.5万円 × 被保険者(世帯主を除く)の数】以下
2割軽減	40,748円	41,770円	【33万円(基礎控除額) + 35万円 × 被保険者の数】以下

注1：軽減対象所得金額は、基本的には総所得金額等と同じですが、公的年金等収入の場合、「公的年金等収入 - 公的年金等控除 - 15万円」となるなど、例外があります

**● 保険料の軽減**

▽ 今年度は2年ごとに実施する保険料率(被保険者均等割額、所得割率)の改定を実施しています

▽ 総所得金額等が33万円以下の場合には所得割はかかりません

▽ 平成22年度は、平成21年度に引き続き、被保険者均等割額の7割軽減に該当する人は、8・5割の軽減になります。従来の9割、5割、2割軽減の要件は変わりません。

▽ 後期高齢者医療保険に加入する前日まで「会社などの健康保険の被扶養者」だった人は、被保険者均等割額が9割軽減になります。所得割額はかかりません

**● 保険料の減免制度**

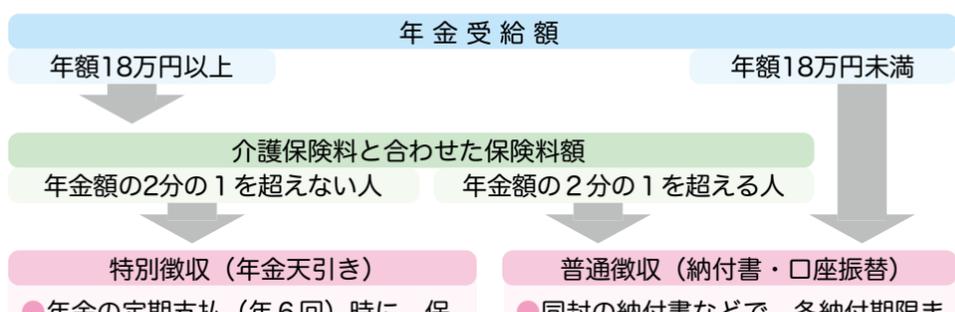
▽ 総所得金額等が91万円以下の人には所得割額が5割軽減になります

▽ 災害や失業などで保険料の納付が困難になった場合は、保険料が減免できる場合があります。詳しくは問い合わせを。

**● 特別徴収(年金天引き)から口座振替へ変更可**

希望する人は7月30日(金)までに国保医療課に申請をすると、10月支給分から年金天引きではなく、口座振替に変更されます。ただし、保険料の滞納がある場合は、口座振替の変更が認められない場合があります。

\* 年金天引きとなるのは、年金受給額が年額18万円以上で、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が年金受給額の2分の1を超えない人



**● 保険料の納付方法**

受給している年金の額などで、「年金から天引き」される特別徴収」と「納付書などで納める普通徴収」があります(左表参照)。

**● 社会保険料控除の対象**

後期高齢者医療保険料は、所得税と住民税の申告時に、社会保険料控除の対象になります。

特別徴収(年金天引き)から口座振替へ変更した場合、社会保険料控除は口座振替で支払った人に適用されません。世帯全体の所得税や住民税の負担額が変わる場合があります。

**特別徴収(年金天引き)**

- 年金の定期支払(年6回)時に、保険料を天引き
- 天引きされる年金は、原則として介護保険と同じ
- \* 年額18万円以上の年金を受給している場合も特別徴収の対象になる年金の優先順位で、年金からの天引きにならない場合あり
- \* 障害・遺族年金は天引きの対象ですが、非課税年金のため、保険料の算定の基準になる所得には含まれません

**普通徴収(納付書・口座振替)**

- 同封の納付書などで、各納付期限までに金融機関で納める
- \* 納付期限(口座振替日)は、7月から翌年3月の各月末日。土・日曜日、祝日のときは金融機関の翌営業日
- 口座振替をおすすめします

備えてあんしん

# ローゴヨイドン!

老後用意

福岡県

## 国民年金基金

国民年金にゆとりをプラス。自分で入る公的な個人年金

自営業、フリーランスの方など、国民年金の保険料を納めている60歳未満の方(国民年金の第1号被保険者)がご加入できる公的な年金制度です

**老後までトク**

- 掛金は全額所得控除
- 掛金は自由に設定

**老後からラク**

- 基本は終身、だから一生選お受け取り
- 万が一の時は一時金も

資料請求・ご相談・お問い合わせは

お気軽に今すぐこちらへ!

フリーダイヤル **0120・65・4192**

〒812-0011 福岡市博多区博多駅前1丁目1番1号(博多新三井ビル11階) TEL 092-413-8713 FAX 092-414-5502

ホームページ <http://www.fukuokakikin.or.jp>

買地谷しほり 2009年加入しました!